

商品概要説明書

2020年1月6日現在

商品名	金利上乘せ定期預金
-----	-----------

1. ご利用いただける方	個人のお客さま
2. お取扱対象	(1) 懸賞金付定期預金の満期元利金・当選懸賞金 (2) 第 21 回懸賞金付定期預金(平成 27 年)「5 年もの優遇金利定期預金」 第 23 回懸賞金付定期預金(平成 29 年)「3 年もの優遇金利定期預金」 第 25 回懸賞金付定期預金(平成 31 年)「1 年もの優遇金利定期預金」 の満期元利金 (3) (1)(2)はいずれも新たな資金による増額が可能です。 ただし、増額は満期金と同額までとなります。 (4) 第 26 回懸賞金付定期預金と同時に預入する新たな資金 ただし、第 26 回懸賞金付定期預金の預入金額と同額までとなります。
3. お預入期間	1 年・3 年・5 年
4. お預入金額	20 万円以上 1,000 万円以下(1 円単位)
5. 適用利率	1 年 固定金利 年 0.10%(税引後年 0.079%) 3 年 固定金利 年 0.11%(税引後年 0.087%) 5 年 固定金利 年 0.11%(税引後年 0.087%) (税引後の利率は、復興特別所得税を付加した 20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点以下第 3 位未満を切り捨てて表示しています。)
6. 預入方式	(1)スーパー定期、スーパー定期 300 (2)自動継続不可、総合口座の取扱不可 (3)証書式と通帳式いずれも取扱可(ただし、自動継続・総合口座除く)
7. 利息の計算方法	(1)単利型 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 (2)複利型 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 6 カ月の複利計算
8. 利払方法	(1)単利型 中間利払日(預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 (2)複利型 満期日以後に一括してお支払いします。
9. 満期後の取扱い	満期日以後の利息は、解約または書替継続をした日における普通預金利率により計算します。

10. 中途解約	次の中途解約利率を適用させていただきます。 1. 預入期間 1 年の場合 a. 6 ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6 ヶ月以上 1 年未満 約定利率 × 50% 2. 預入期間 3 年の場合 a. 6 ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6 ヶ月以上 1 年未満 約定利率 × 40% c. 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満 約定利率 × 50% d. 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満 約定利率 × 60% e. 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満 約定利率 × 70% f. 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満 約定利率 × 90% 3. 預入期間 5 年の場合 a. 6 ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6 ヶ月以上 1 年未満 約定利率 × 30% c. 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満 約定利率 × 40% d. 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満 約定利率 × 50% e. 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満 約定利率 × 60% f. 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満 約定利率 × 70% g. 3 年以上 4 年未満 約定利率 × 80% h. 4 年以上 5 年未満 約定利率 × 90%
11. 取扱期間	2020 年 1 月 6 日(月)～2020 年 3 月 31 日(火)
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部お客さま相談室(9 時～17 時 電話:089-946-1203)までお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室にお申し出ください。また、お客様から、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。